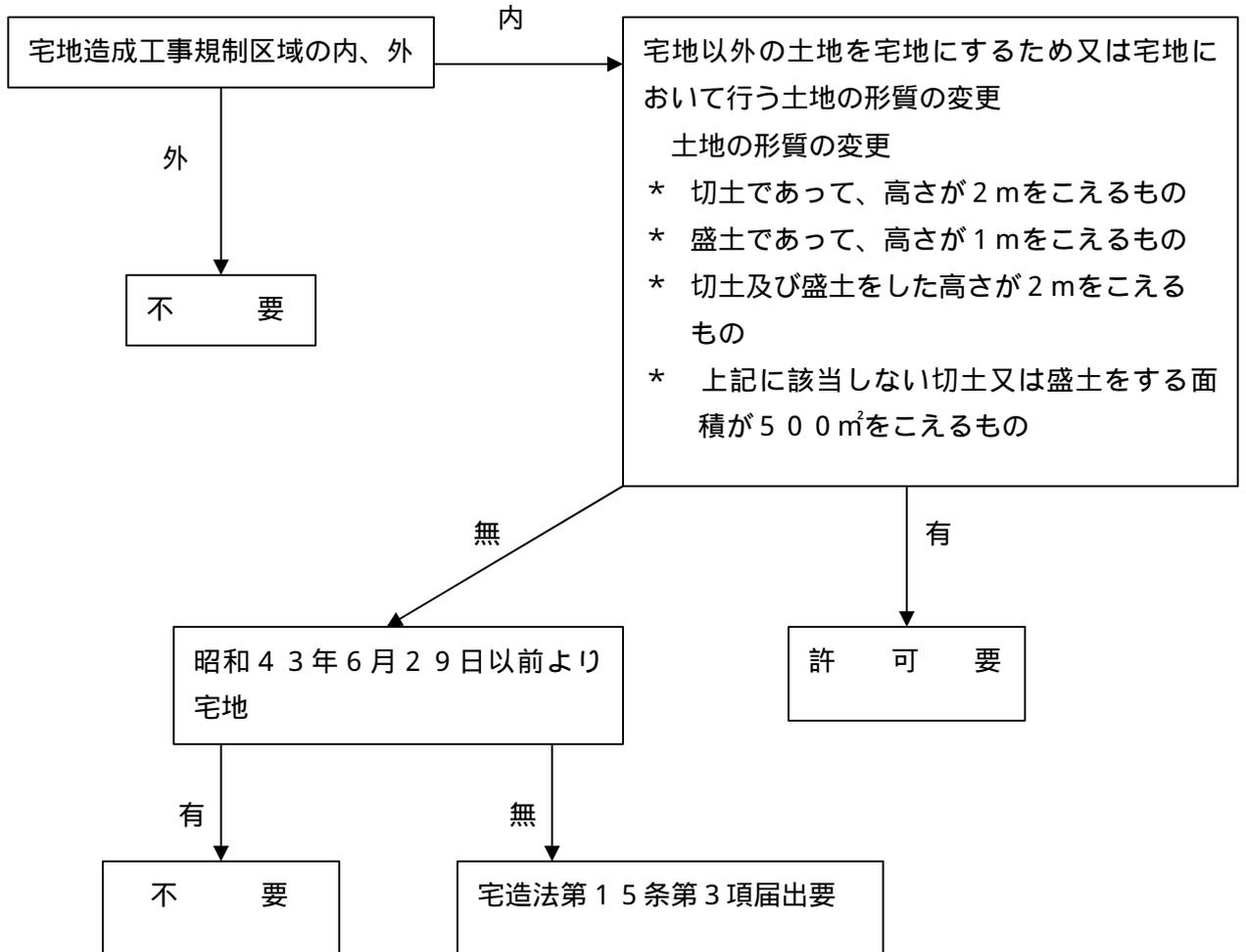


宅地造成等規制法に関する手続き



* これは大まかな流れを示したもので、詳細については確認をしてください。

注) 宅地の定義については、露天資材置き場、露天駐車場なども宅造法では宅地に該当します。